明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（厚生労働・経済産業・環境四）　一
○海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産五八）　六
〔告　示〕
○海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇九八）　八
○中部国際空港の施設変更許可申請があった件（国土交通一二七五）　一三
〔官庁報告〕
公聴会
中部国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会（国土交通省）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十三期事業年度財務諸表、令和五事業年度財務諸表（独立行政法人海技教育機構・日本私立学校振興・共済事業団）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○厚生労働省
経済産業省令第四号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令を次のように制定する。

令和六年十一月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
環境大臣　浅尾慶一郎

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの厚生労働省、経済産業省令、環境省令で定める化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一　一―ヨード―二―（ペルフルオロアルキル）エタン（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が七又は八のものに限る。）

二　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデカ―一―エン

三　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロデカン

四　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―イソシアナトデカン

五　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―チオシアナトデカン

六　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―十―［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）ジスルファニル］デカン

七　N・N―ジメチル―三―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）プロパン―一―アミン＝N―オキシド

八　三―（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―スルホンアミド）―N・N―ジメチルプロパン―一―アミン＝N―オキシド

九　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロ―N・N―ジメチルデカン―一―アミン＝N―オキシド

十　N・N・N―トリメチル―二―（二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ペンタデカフルオロオクタンアミド）エタン―一―アミニウムの塩

十一　二―［二―［三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）スルファニル］エトキシ］―N・N・N―トリメチルエタン―一―アミニウムの塩

十二　N―エチル―二―［（三―［一―（三―［一―［三―（［（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ］カルボニル）アミノ）（メチル）フェニル］メタンイミドアミド］（メチル）フェニル）メタンイミドアミド］（メチル）フェニル］カルバモイル）オキシ］―N・N―ジメチルエタン―一―アミニウムの塩